



医療機関版

NEWS LETTER

2025 年 12 月号

税理士法人エスペランサ

【岡崎オフィス】岡崎市柱西二丁目10番地9

【名古屋オフィス】名古屋市中村区名駅三丁目25番9号
堀内ビル2階

【東三河オフィス】豊川市御津町広石神子田22番地11

Topic

集団的個別指導と個別指導の選定方法

保険医療機関や保険薬局（以下、保険医療機関等）に対し、健康保険法に基づいて行われる指導等に、集団的個別指導と個別指導があります。今回は、これらの指導対象がどのように選定されているのか、確認します。



集団的個別指導の対象になるのは？

選定には、診療（調剤）報酬明細書（以下、レセプト）が用いられます。

社会保険、国民健康保険の一般分及び後期高齢者分のレセプトから、その保険医療機関等のレセプト1件当たりの平均点数を算出し、この平均点数が高い保険医療機関等が、指導の対象となります。具体的には、次の2つの要件の両方を満たす場合に、指導の対象となります。

1. レセプト1件当たりの平均点数が、その都道府県の平均点数の一定割合（医科病院の場合は1.1倍、医科診療所、歯科病院及び歯科診療所、薬局の場合は1.2倍）を超える
2. 類型区分※ごとの保険医療機関等の総数の上位よりおおむね8%以内（前年度・前々年度に集団的個別指導又は個別指導を受けた保険医療機関等を除く）

※ 類型区分

- 病院：
 - ①一般病院、②精神病院、③臨床研修指定病院・大学附属病院・特定機能病院
- 医科診療所：
 - ①内科（透析有以外／在宅以外）、②内科（透析有以外／在宅）、③内科（透析有）、④精神・神経科、⑤小児

科、⑥外科、⑦整形外科、⑧皮膚科、⑨泌尿器科、⑩産婦人科、⑪眼科、⑫耳鼻いんこう科

- 歯科診療所
- 薬局

集団的個別指導は、保険診療の取扱いや診療報酬の請求等について周知徹底させることが目的とされ、対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて、講義形式等により行われます。

個別指導の対象になるのは？

個別指導の対象となるのは、次の場合です。

- 診療報酬請求等に関する情報提供があった
- 個別指導を実施したが改善が見られない
- 集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当する

個別指導は、医科、歯科及び薬局ごとの類型区分ごとに全保健医療機関等の4%程度を実施することとされています。

各都道府県の診療科別平均点数は、毎年度公表されます。地方厚生（支）局のホームページでご確認いただけます。

医療機関の年末賞与支給状況

今年も年末賞与の支給時期を迎えます。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査結果※から、病院と一般診療所における直近 5 年間（2020～2024 年）の、年末賞与支給労働者 1 人平均支給額（以下、1 人平均支給額）などを、事業所規模別にご紹介します。

病院は 30～99 人で増加

上記調査結果から、事業所規模 5～29 人と 30～99 人の病院・一般診療所における年末賞与の支給状況をまとめると、下表のとおりです。

病院の 2024 年の結果をみると、5～29 人はデータがありませんでした。直近 5 年間では、2023 年が最新のデータとなっています。

30～99 人では、1 人平均支給額が 36.7 万円と、直近 5 年間では最高額になりました。2020 年以來の 30 万円超えでもあります。きまって支給する給与に対する支給割合は 1.16 ヶ月で、これも直近 5 年間では最も高くなりました。支給労働者数割合と支給事業所数割合は、100％にはなりませんでした。

一般診療所は 3 年連続で増加

次に一般診療所の 2024 年の結果をみると、1 人平均支給額は 5～29 人が 23.8 万円、30～99 人が 25.8 万円で、どちらも 3 年連続の増加です。さらに、どちらも直近 5 年間では最高額になりました。きまって支給する給与に対する支給割合は、5～29 人が 4 年連続で 1 ヶ月を超え、30～99 人は直近 5 年間で最高の割合という状況です。

支給労働者数割合と支給事業所数割合についても、どちらの規模も直近 5 年間では、高い水準の結果を示しています。

今年の年末賞与はどのような結果になるでしょうか。

病院・一般診療所別年末賞与支給労働者1人平均支給額などの推移

病院	事業所規模5～29人					事業所規模30～99人				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
支給労働者1人平均支給額(千円)	*	*	*	263	*	308	229	213	227	367
きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)	*	*	*	1.07	*	1.12	0.85	0.81	0.77	1.16
支給労働者数割合(%)	*	*	*	44.0	*	100.0	100.0	100.0	100.0	97.0
支給事業所数割合(%)	*	*	*	46.9	*	100.0	100.0	100.0	100.0	96.3

一般診療所	事業所規模5～29人					事業所規模30～99人				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
支給労働者1人平均支給額(千円)	203	201	216	228	238	197	135	183	217	258
きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)	0.95	1.02	1.05	1.03	1.11	0.82	0.64	0.78	0.82	0.89
支給労働者数割合(%)	86.6	85.4	75.3	81.4	88.0	95.1	79.4	62.1	67.9	96.5
支給事業所数割合(%)	87.4	84.7	77.0	81.1	88.7	96.0	83.3	61.3	68.5	95.5

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」
日本標準産業分類に基づく 16 大産業に属する事業所で常用労働者を雇用するもののうち、常時 5 人以上を雇用する事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の 1 事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次の URL のページ内の全国調査（年末賞与の結果）から確認いただけます。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

医療機関でみられる 人事労務Q&A



『今後変わるパート職員の社会保険の加入要件』



当院の職員数は 65 人であり、週の所定労働時間が 20 時間以上のパート職員は社会保険に加入しています。今後、社会保険の加入要件が変更になると聞きましたが、どのような内容でしょうか？



2025 年 6 月に成立した年金制度改正法では、パート職員等の社会保険の加入要件の一つである、「月額賃金が 88,000 円以上であること」が撤廃されることになりました。そのほかにも、社会保険の適用拡大として、パート職員等が社会保険に加入する事業所規模の要件が、いずれ撤廃されることも決まっています。

詳細解説：

1. パート職員等の社会保険の加入要件

現在、正職員のほか、週の所定労働時間および 1 ヶ月の所定労働日数が正職員の 4 分の 3 以上であるパート職員等は、社会保険に加入することになっています。また、週の所定労働時間等が正職員の 4 分の 3 未満であっても、職員数 51 人以上の事業所に勤務し、次の 4 つのすべての要件を満たすパート職員等は、短時間労働者として、社会保険に加入します。



- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ② 雇用期間が 2 ヶ月を超えて見込まれること
- ③ 月額賃金が 88,000 円以上であること
- ④ 学生ではないこと

2. 賃金要件の実質的撤廃

2025 年 6 月に成立した年金制度改正法により、1. の「③月額賃金が 88,000 円以上であること」という賃金要件が撤廃されることになりました。施行日は確定していませんが、2025 年度の地域別最低賃金が発効されることに伴

い、すべての都道府県で週 20 時間以上勤務すれば、月額賃金が 88,000 円以上となる水準となり、実質的には廃止と同様の状況となります。

3. 事業所規模要件の拡大・撤廃

年金制度改正法では、短時間労働者として社会保険に加入する事業所規模（職員数 51 人以上）の要件が 2027 年 10 月以降、段階的に拡大され、2035 年 10 月には撤廃されることになっています。具体的には、職員数について 2027 年 10 月に 36 人以上、2029 年 10 月に 21 人以上、2032 年 10 月に 11 人以上へ拡大され、2035 年 10 月に撤廃となります。なお、この職員数とは、事業所における厚生年金保険の被保険者数をいいます。

パート職員によっては、社会保険料の負担を避けるために週の労働時間数を減らす、いわゆる「働き控え」を選択する人もいます。社会保険の加入対象となるパート職員には、加入による手取り額や保障の変化についても説明し、今後の働き方の希望を確認しておくことが重要となります。

事例で学ぶ 4 コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『声の感じ』



声の感じ



ワンポイントアドバイス

院内で快適に過ごしていただくために、音環境に工夫をされるクリニックが多くあります。この“音”には、私達スタッフの声も含まれているでしょう。

しかし意外とこの“声”には、気を遣っていない場合が多いようです。

事例のマギさんは、患者様である小紋さんに「寒いから一緒に移動しましょう」と声をかけていましたが、声が小さく聞き取りづらかったようです。

このような患者様にお話をするときや、お名前をお呼びするとき、電話対応のときなど、相手が心地良く、聞き取りやすい声を心掛けていますか？

患者様をお呼び出しする声は、“患者様を温かくお出迎えする声”と認識していますか？

患者様は待っている間、ずっと呼び出しの声を聞いています。自分が呼ばれるのを、今か今かと耳に神経を集中して聞いていらっしゃるのです。もちろん、それが自分の名前でもなく、です。

冷たく早口で呼ばれれば、中での治療は冷たく強い痛みがあるように想像してしまいます。反対に優しく柔らかな声で呼ばれれば、中での治療も優しいイメージを抱きます。

具合が悪く、不安や緊張を抱えている患者様に心地良く待っていただくためには、私達の声にもまた、配慮が求められるのではないのでしょうか。

同じ言葉を発しても、イントネーションや強弱・高低によって心地良く感じる場合、あるいは不快に感じる場合があるでしょう。声にも表情が出ますから、抑揚のある優しい声をイメージしながら、少し意識をして心から言葉を送り届けましょう。

ポイントは、**言葉一つ一つをゆるやかな弧を描くように発すること**です。

相手のためを思う柔らかな心が、柔らかな声となり、柔らかな印象となり、安心へ信頼へと繋がっていくのです。